

# ■ がけ地近接等危険住宅移転事業チェックリスト

書類は全て1部

担当：藤枝市役所 建築住宅課 TEL054-643-3481 (直通)

申請者：

## 1. 交付申請書 (建設工事着手前・融資契約前に申請) 新しい住宅の建築 (造成含む)、引越し、今の住宅の除却を翌年の3月までにおこなっていただきます。

チェックリスト	必要書類	記載事項等	
		災害危険区域・土砂災害特別警戒区域	がけ条例
<input type="checkbox"/>	①交付申請書 (第1号様式)	必要事項すべて	
<input type="checkbox"/>	②位置図 (危険住宅及び移転先) (S=1/10,000程度) 用紙 A4又はA3	タイトル、縮尺、方位、凡例 災害危険区域 緑枠 土砂災害特別警戒区域 黄枠 移転前住宅 (区域内) 赤 移転済住宅 (区域内) 黒 移転後住宅 (区域外) 青	タイトル、縮尺、方位、凡例 移転前住宅 赤 移転後住宅 青
<input type="checkbox"/>	③平面図 (危険住宅及び移転先) (S=1/2,500程度) 用紙 A4又はA3	タイトル、縮尺、方位、凡例 災害危険区域 緑枠 土砂災害特別警戒区域 黄枠 移転前住宅 (区域内) 赤 移転済住宅 (区域内) 黒 移転後住宅 (区域外) 青	タイトル、縮尺、方位、凡例 移転前住宅 赤 移転後住宅 青
<input type="checkbox"/>	④移転前敷地平面図 (S=1/500程度) 用紙 A4又はA3	タイトル、縮尺、方位、凡例 建物・工作物配置 (構造、各階床面積、建築年度) 敷地境界 太枠 除却部分・物件 赤 残存部分 青	
<input type="checkbox"/>	⑤がけ断面図 (S=1/250程度) 用紙 A4又はA3	タイトル、縮尺、方位、凡例 建物・工作物・がけ (30度線) 災害危険区域 引出線 土砂災害特別警戒区域 引出線 急傾斜地崩壊防止区域 引出線 がけの高さ 引出線 がけ条例の範囲 (2H) 引出線 除却部分・物件 赤 残存部分 青	タイトル、縮尺、方位、凡例 建物・工作物・がけ (30度線) がけの高さ 引出線 がけ条例の範囲 (2H) 引出線 除却部分・物件 赤 残存部分 青
<input type="checkbox"/>	⑥写真 用紙 A4又はA3	災害危険区域 全景 土砂災害特別警戒区域 全景 移転前住宅 (危険な状態が判断できる写真) 移転後住宅 (移転予定敷地を赤で記入)	移転前住宅 (危険な状態が判断できる写真) 移転後住宅 (移転予定敷地を赤で記入)
<input type="checkbox"/>	⑦住民票	居住者すべて (申請書提出時にとってください)	
<input type="checkbox"/>	⑧誓約書	跡地に建物を建てないことの誓約等	
<input type="checkbox"/>	⑨その他市長が必要と認める図書		
以下は申請者によって必要となる書類			
<input type="checkbox"/>	⑩その他 (任意書式) 他事業との調整状況	近隣で急傾斜地崩壊対策事業等が行われている場合には、平面図を添付する	
<input type="checkbox"/>	⑪解体処分費 見積書	除却費補助利用の場合	
<input type="checkbox"/>	⑫融資証明書	建設費 (建築・土地・造成) 利子補給補助利用の場合	
<input type="checkbox"/>	⑬理由書	共有債務で融資を受ける場合	
<input type="checkbox"/>	⑭都市計画法の適合証明	補助申請時は、許可申請書 (受付印押印) のコピー可 許可が下りたら証明書のコピーを提出	
<input type="checkbox"/>	⑮工程表 (任意書式)		
<input type="checkbox"/>	⑯危険住宅の全部事項証明書 (土地、建物) 又は、納税通知書 (最新)	建築年、土地・建物の所有者がわかる資料 (4月に入ってからとってください)・・・法務局 納税通知書は、5月中旬に郵送されるため、申請時は前年度分を提出。	
<input type="checkbox"/>	⑰移転地先の全部事項証明書 (土地)	4月に入ってからとってください・・・法務局	
<input type="checkbox"/>	⑱承諾書	移転先土地所有者と事業者が異なる場合	
<input type="checkbox"/>	⑲事業者変更理由書及び解体同意書	所有者と事業者が異なる場合	

## 2. 市が県に県費交付申請書を提出 (事業者からの交付申請書の提出に基づき、市が県に交付申請)

チェックリスト	必要書類	記載事項等
※市が県に申請を行うため、用意する書類はありません。		
	①プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金 交付申請書 (第1号様式)	他 ←市が申請する

## 3. 事業費の額又は補助金の額が変わる場合 (変更承認申請書)

チェックリスト	必要書類	記載事項等
※補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認が必要です。変更がある場合は市にお問い合わせください		
<input type="checkbox"/>	①変更承認申請書 (第3号様式)	
<input type="checkbox"/>	②変更したことが分かる書類	

# ■ かけ地近接等危険住宅移転事業チェックリスト

書類は全て1部

## 4. 事業廃止する場合（事業計画廃止届）

チェックリスト	必要書類	記載事項 等
---------	------	--------

- ①事業計画廃止届（第5号様式）

## 5. 進捗状況と完成予定日の報告（6月末、9月末、12月末現在で県へ事業の状況報告をするため市が聞き取り調査を実施）

チェックリスト	必要書類	記載事項 等
---------	------	--------

※市が県に報告を行うため、用意する書類はありませんが、聞き取り調査を行います。

- ①事業実施状況報告書（県第9号様式） ←市が行う

## 6. 移転跡地の看板設置

チェックリスト	必要書類	記載事項 等
---------	------	--------

災害危険区域・土砂災害特別警戒区域 かけ条例

※看板の設置をお願いします。（市が看板の作成・運搬を行います。）

解体業者へ看板設置依頼

移転跡地には「かけ地移転事業」が行われた旨の看板を設置する必要があります。看板の作成・敷地までの運搬は市が行います。看板の設置は施主様に負担していただきたいため、解体工事のスケジュール詳細が決まりましたら教えてください。重機の搬入時に合わせて看板をお持ちします。事前に施主様から業者へ依頼をお願いします。

## 7. 実績報告書（交付決定のあった年度の2月末又は、事業が完了した10日以内に提出）

チェックリスト	必要書類	記載事項 等
---------	------	--------

- ①実績報告書（第7号様式）

- ②新住宅の平面図

確認申請書の中の平面図を提出（転居の場合を除く）

- ③新住宅の土地の登記事項証明書

転居の場合を除く・・法務局でとってください。

- ④新住宅及び旧住宅跡地の写真

旧住宅跡地に看板設置の写真

- ⑤新住宅の登記簿謄本

法務局でとってください

- ⑥住民票

居住者すべて（新住所地）完了届を提出する日にとってください。

- ⑦その他市長が必要と認める図書

以下は申請者によって必要となる書類

- ⑧解体費用の領収書

除却費補助利用の場合

- ⑨リサイクル法の届出書

除却費補助利用の場合

- ⑩借地契約書

新住宅の土地について借地契約を行う場合

- ⑪融資契約書

除却費補助のみの場合を除く

- ⑫貸付金残高証明

取り寄せに日数がかかりますので、速やかに依頼をしておいてください。（除却費補助のみの場合を除く）

- ⑬融資の利子計算書

除却費補助のみの場合を除く

- ⑭新住宅建設に係る契約書

新住宅に対し融資を受ける場合

- ⑮新住宅の土地に係る契約書

新住宅の土地に対し融資を受ける場合

## 9. 完了検査・市が県に県費実績報告書の提出（県による完了検査を行うため、移転跡地と移転地に伺います。）

チェックリスト	必要書類	記載事項 等
---------	------	--------

※市が県に実績報告を行い検査を依頼するため、用意する書類はありません。

- ①プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金 実績報告書（県第9号様式） 他 ←市が申請する

## 10. 請求書（市の確定通知後、請求書を提出）

チェックリスト	必要書類	記載事項 等
---------	------	--------

※県の検査の合格（補助金交付決定を受けた後）後、市が交付決定を行う。請求書はその後提出

- ①請求書（第9号様式）

- ③通帳の写し（又は窓口で通帳の原本確認）